

対象年度	H17	作成部課室	保健福祉部地域福祉課	関係部課室	保健福祉部社会福祉課, 長寿社会政策課, 子ども家庭課, 介護保険室, 障害福祉課
------	-----	-------	------------	-------	---

政策番号	3 - 7 - 3	政策名	男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成
------	-----------	-----	-----------------------------

施策番号	5	施策名	女性や子ども、高齢者や障害者等の人権の擁護
------	---	-----	-----------------------

A - 3 - 1 施策の有効性: 規則 § 6 3号

有効 概ね有効 課題有

【政策評価指標達成状況から】 有効
 ・指標名: 提供するサービスに関し第三者評価を実施した入所施設の割合 達成度: A
 ・第三者評価実施施設数は着実に増加している。
 ・指標値は増加しており, 有効性が認められる。

【県民満足度(政策)の推移から】 課題有
 ・政策満足度(中央値)は50点と全36政策の満足度(中央値)の平均51.1点を下回っており, 満足度60点以上の回答者割合も41.2%と全36政策の満足度60点以上の回答者割合の平均41.9%を下回っていることから, 課題有と判断する。

【社会経済情勢を示すデータの推移から】 有効
 ・県が行った身体拘束廃止取組状況調査では, 介護保険施設等のうち, 身体拘束を行っている事業所の割合は, 平成13年度72.8%, 平成14年度64.2%, 平成15年度47.4%, 平成16年度41.5%, 平成17年度36.9%と着実に減少しており, 施設での権利擁護の取組が進んでいることから, 有効と判断する。

【総括】
 ・県民満足度(政策)では課題があるものの, 政策評価指標達成度, 社会経済情勢では有効性が認められるので, 全体としては概ね有効と判断できる。

施策を構成する事業の事業番号と種別

事業番号	種別	事業名	事業番号	種別
1	主	人権・権利擁護推進事業	6	
2			7	
3			8	
4			9	
5			10	

主: 宮城県総合計画第 期実施計画に掲載されている「主要事業」 重: 重点事業のうち主要事業以外の事業

B - 1 施策実現にむけた県関与の適切性と事業群設定の妥当性: 規則 § 6 1号, 4号

適切 概ね適切 課題有

【国, 市町村, 民間団体との役割分担】 適切
 ・(国) 第三者評価制度の提示, 高齢者虐待防止法の制定
 ・(県) 具体の実施に向けた第三者評価制度の実施, 市町村が行う高齢者虐待防止の取組への支援
 ・(市町村) 高齢者虐待防止の取組の実施
 ・(民間団体) 第三者評価機関としての評価活動の実施, 事業者としての第三者評価の受審とサービスの向上への取組, 高齢者虐待の発見等情報提供
 ・この施策に係る事業群は, 上記役割分担に沿って設定・実施されており, 県の関与は適切である。

【施策目的を踏まえた事業か】 適切
 ・民間非営利団体による第三者評価など先導的な権利擁護活動の支援, 市町村が行う高齢者虐待防止の取組への支援などの事業構成になっており, すべて施策目的を実現するために必要な事業である。

【事業間で重複や矛盾がないか】 適切
 ・目的, 対象者に応じ事業が適正に設定されており, 重複や目的が矛盾する事業はない。

【社会経済情勢に適応した事業か】 適切
 ・介護サービス情報の公表制度などの新しい制度づくりのためのモデル事業に参画するなど, 社会経済情勢に応じた事業を実施している。

【施策重視度と満足度のかい離が大きいか】 (事業の必要性) 適切
 ・かい離度は30と大きく, 継続して事業の推進が必要である。

【総括】
 ・県の役割, 施策の目的, 事業体系, 社会経済情勢, 県民満足度調査の推移がいずれも適切であることから, この事業設定は適切と判断できる。

施策番号	5	施策名	女性や子ども、高齢者や障害者等の人権の擁護
------	---	-----	-----------------------

B - 2 事業群の有効性:規則 § 6 2号

有効	概ね有効	課題有
----	------	-----

<p>【施策満足度から】概ね有効</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策満足度(中央値)は50点と全182施策の満足度(中央値)の平均51.5点を下回っているもの、満足度60点以上の回答者割合も42.5%と全182施策の満足度60点以上の回答者割合の平均39.4%を上回っていることから、概ね有効と判断する。 <p>【政策評価指標達成状況から】概ね有効 「政策評価指標分析カード(4)ア」から抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価実施施設数は着実に増加し、目標を達成している。 ・今後も評価実施施設数は着実に増加する見込みであるが、伸び率は仮目標値の伸び率を下回っているため、仮目標値の達成は困難になっていくものと考えられる。 <p>【社会経済情勢を示すデータの推移から】有効</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が行った身体拘束廃止取組状況調査では、介護保険施設等のうち、身体拘束を行っている事業所の割合は、平成13年度72.8%、平成14年度64.2%、平成15年度47.4%、平成16年度41.5%、平成17年度36.9%と着実に減少しており、施設での権利擁護の取組が進んでいることから、有効と判断する。 <p>【業績指標推移から】有効</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の取組として、これまでの民間権利擁護活動への支援に加え、市町村が行う高齢者虐待防止の取組への支援や、国が行う介護サービス情報の公表制度の仕組みづくりへの参画などの事業を実施しており、有効性が認められる。 <p>【成果指標推移から】有効</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の取組にかかわりを持ったことのある市町村や事業所が着実に増加しており、有効性が認められる。 <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価指標は仮目標値に達し、施策の目指す方向性に確実に向いている。社会経済情勢、業績評価、成果指標では、一定の施策の効果が認められることから、事業群は概ね有効と判断できる。

B - 3 事業群の効率性:規則 § 6 3号

効率的	概ね効率的	課題有
-----	-------	-----

<p>【政策評価指標達成度 業績指標・成果指標】概ね効率的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標値は、仮目標値に達しており、業績指標、成果指標の推移と一定の相関が認められる。 <p>【社会経済情勢データ 業績指標・成果指標】概ね効率的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が行った身体拘束廃止取組状況調査では、介護保険施設等のうち、身体拘束を行っている事業所の割合は、年々着実に減少しており、業績指標、成果指標の推移と一定の相関が認められる。 <p>【事業費に対する業績指標の割合(効率性指標)が適切か】効率的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる権利擁護活動を行う民間団体に一定額の補助又は委託を行っており、効率性は変わりはないが、民間の持つノウハウを生かした協力関係を構築できている。 <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価指標は仮目標値に達し、業績指標、成果指標でも、施策の目指す方向に進んでいると判断できるので、事業群は概ね効率的に実施していると判断できる。
--

B 施策評価(総括):規則 § 6

適切	概ね適切	課題有
----	------	-----

<ul style="list-style-type: none"> ・B-1 県の役割、施策の目的、事業体系、社会経済情勢、県民満足度調査の推移がいずれも適切であることから、この事業設定は適切と判断できる。 ・B-2 政策評価指標は仮目標値に達し、施策の目指す方向性に確実に向いている。社会経済情勢、業績評価、成果指標では、一定の施策の効果が認められることから、事業群は概ね有効と判断できる。 ・B-3 政策評価指標は仮目標値に達し、業績指標、成果指標でも、施策の目指す方向に進んでいると判断できるので、事業群は概ね効率的に実施していると判断できる。 <p>・事業群の設定は適切、有効性は概ね有効、効率性は概ね効率的であり、全体としては概ね適切と判断できる。</p>

政策整理番号 24

事業分析カード(業績)

対象年度	H17	作成部課室	保健福祉部地域福祉課	関係部課室	保健福祉部社会福祉課, 長寿社会政策課, 子ども家庭課, 介護保険室, 障害福祉課
------	-----	-------	------------	-------	---

政策番号	3 - 7 - 3	政策名	男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成
------	-----------	-----	-----------------------------

施策番号	5	施策名	女性や子ども、高齢者や障害者等の人権の擁護
------	---	-----	-----------------------

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果								
事業番号	事業名 【担当課室名】	H17 事業費 (千円)	事業の対象 (誰・何を対象として、具体的に)	事業の手段(内容) (何をしたのか、具体的に)	業績指標名 (事業の活動量。「事業の手段」に対応)	H15	H16	H17
						事業費(千円)		
						効率性指標 (3.5E-02は 3.5×10^{-2})		
1	人権・権利擁護推進事業(第三者評価体制整備事業)【介護保険室】	998	民間団体	在宅介護サービスに係る第三者評価を実施する団体の育成支援	支援団体数	1 1,000 1.0E-03	1 1,000 1.0E-03	1 1,000 1.0E-03
1	人権・権利擁護推進事業(高齢者虐待対策事業)【長寿社会政策課】	4,430	市町村	圏域ごとに、市町村関係者による研究会や検討会を実施	実施圏域数		2 1,000 2.0E-03	7 4,430 1.6E-03
1	人権・権利擁護推進事業(介護サービス第三者評価モデル事業)【長寿社会政策課】	2,872	民間団体	介護サービスごとに第三者によるモデル評価を実施し、検証	モデル評価サービスの種類		7 3,600 1.9E-03	3 3,672 8.2E-04
1	人権・権利擁護推進事業(障害福祉施設第三者評価推進事業)【障害福祉課】	980	障害福祉施設	障害福祉サービスに係る第三者によるモデル評価を実施し、検証	モデル評価事業所数	0 980 0.0E+00	3 351 8.5E-03	10 980 1.0E-02
5	[]							
6	[]							
7	[]							
8	[]							
9	[]							
10	[]							
	[]							
	[]							
	事業費合計	9,280						

政策評価指標分析カード(整理番号1)

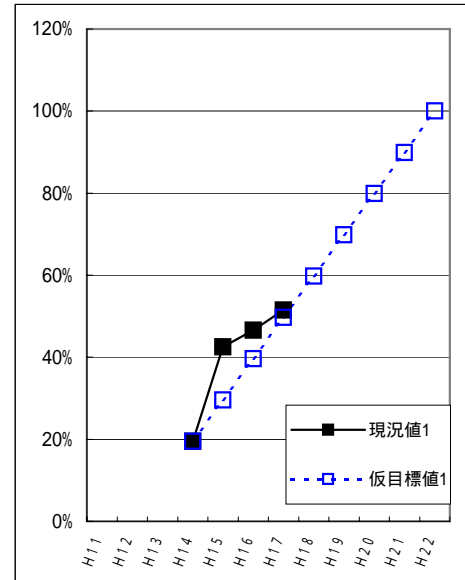
政策整理番号 24

対象年度	H17	作成部課室	保健福祉部地域福祉課	関係部課室	保健福祉部社会福祉課, 長寿社会政策課, 子ども家庭課, 介護保険室, 障害福祉課
政策番号	3 - 7 - 3	政策名	男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成		
施策番号	5	施策名	女性や子ども、高齢者や障害者等の人権の擁護		

(1) 政策評価指標の推移

政策評価指標値の推移(グラフ)

政策評価指標名		単位						
提供するサービスに関し第三者評価を実施した入所施設の割合		%						
目標値	難易度	H17	49.7					
		H22	100.0					
評価年	初期値	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
測定年	H14				H14	H15	H16	H17
現況値 (達成度判定値)	19.5				19.5	42.5	46.6	51.5
仮目標値					19.5	29.6	39.6	49.7
達成度						A	A	A



難易度: (トレンド型目標 実現が可能), (中間型目標 実現が困難), (チャレンジ型目標 実現がかなり困難)

(2) 指標の選定理由

・「第三者評価」の目的は、「サービスの質の向上」や「利用者の適切なサービスの選択」であり、ひいてはそれが「人権確保・権利擁護」につながるものと考えて設定するもの。
 ・入所サービス利用者は24時間365日、そこが生活の場であり、通所サービス利用者より人権侵害を受けやすい環境にあると考えられるため、対象施設を「入所系」とした。

(3) 施策満足度の推移

年度	H17	参考:第2~4回の推移	H16	H15	H14
施策重視度(中央値、点)A	80	施策重視度 A	79	80	80
施策満足度(中央値、点)B	50	施策満足度 B	60	55.5	51
かい離 A-B	30	かい離 A-B	19	24.5	29
満足度60点以上の回答者割合(%)	42.5	満足度60点以上の回答者割合	51.5	44.6	43.5

第5回県民満足度調査は調査票の様式を見直して実施しました。第2~4回の調査結果は第5回の調査結果と同列に扱うことができないため、参考記載としています。

(4) 政策評価指標の妥当性分析

ア 達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

達成度: A
 ・第三者評価実施施設数は着実に増加し、目標を達成している。
 ・今後も評価実施施設数は着実に増加する見込みであるが、伸び率は仮目標値の伸び率を下回っているため、仮目標値の達成は困難になっていくものと考えられる。

(5) 政策評価指標の妥当性の検証(総括)

存続

要検討

【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】
 ・第三者評価の目的は、施設のサービスの質の向上や、利用者による適切なサービスの選択である。
 ・施設の利用者がそこで適切なサービスが受けられるかどうかは、利用者の人権・権利にかかわる問題である。
 ・したがって、施設における第三者評価の実施が広まることによりそのサービスの質が向上することは、利用者(高齢者、障害(児)者、子ども、母子、女性)の人権・権利の擁護につながると判断したものである。

施策・事業展開シート(C)

政策整理番号 24

対象年度	H17	作成部課室	保健福祉部地域福祉課	関係部課室	保健福祉部社会福祉課, 長寿社会政策課, 子ども家庭課, 介護保険室, 障害福祉課
政策番号	3 - 7 - 3	政策名	男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成		
施策番号	5	施策名	女性や子ども、高齢者や障害者等の人権の擁護		

C - 1 評価結果から抽出される課題と対応策

【政策評価】施策群設定の妥当性, 施策群の有効性
 ・政策評価指標(提供するサービスに関し第三者評価を実施した入所施設の割合)の目標値を達成するため, 引き続き重点的に実施する必要がある。

【施策評価】事業群設定の妥当性, 事業群の有効性, 効率性
 ・介護保険や自立支援給付など, 福祉サービスの在り方が大きく転換する中, 利用者が適切なサービスを受けられるかどうか重要な課題となっている。こうした状況においては, 福祉施設のサービス内容に係る第三者評価は, サービスの質の維持・向上に非常に重要な役割を担うものとなる。また, 高齢者虐待の防止対策が求められる中, 地域単位の虐待防止のためのネットワークづくりなどの取組が求められている。こうしたことから, 引き続き重点的に実施する必要がある。

C - 2 施策・事業の方向性

施策の次年度(H19年度)の方向性とその説明

方向性	拡充	維持	縮小
-----	----	----	----

【方向性の理由】
 ・高齢者の権利擁護を推進するため, これまで民間活動の支援, 介護サービスの第三者評価の推進を図ってきた。
 ・平成17年には, 介護保険法の改正や高齢者虐待防止法が制定され, 介護サービスの一層の質の確保・向上や, 家庭や施設での高齢者虐待の防止に対する取組が求められており, 引き続き事業に取り組む必要がある。
 ・また, 福祉サービスについては, 平成18年度から新たに福祉サービス第三者評価推進事業として, 関係課による総合的な検討が開始されている。

【次年度の方向性】
 ・上記の方向性を踏まえて, 引き続き事業を推進する。

主要事業・重点事業の次年度(H19年度)の方向性とその説明

事業番号	種別	事業名	H17決算見込額(千円)	方向性	方向性に関する説明
1	主	人権・権利擁護推進事業(第三者評価体制整備事業)	998	廃止	福祉サービスについて, 平成18年度から新たに福祉サービス第三者評価推進事業として関係課による総合的な検討が開始されていることから, 当該事業は廃止する。
1	主	人権・権利擁護推進事業(高齢者虐待対策事業)	4,430	維持	高齢者虐待防止法が制定され, 家庭や施設での高齢者虐待の防止に対する取組を重点的に推進する必要がある。
1	主	人権・権利擁護推進事業(介護サービス第三者評価モデル事業)	2,872	縮小	平成17年度の介護保険法の改正により, 平成18年度から介護サービス情報の公表制度が開始されたことから, 福祉サービス第三者評価推進事業部分に縮小して実施する。
1	主	人権・権利擁護推進事業(障害者施設第三者評価推進事業)	980	廃止	平成17年度でモデル事業が終了した。また, 福祉サービスについて, 平成18年度から新たに福祉サービス第三者評価推進事業として関係課による総合的な検討が開始されていることから, 当該事業は廃止する。
		合計	9,280		